

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書

わが国では、平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法に基づき、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成に向け取り組んできている。

そのような中、従来の3Rの取組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であるサーキュラーエコノミー（循環経済）の考え方が注目されてきている。

すでに、企業との共同によるリサイクルの推進やマッチング支援によるリユースの促進など、様々な取組みを進めている自治体もあり、新たなビジネスや雇用の創出につながっているものの、循環型社会の実現に向けては、より多くの地域で施策を実施していくことが重要である。

以上のことから、サーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進に向け、次のとおり要望する。

記

- 1 官民連携による資源循環ビジネスの創出促進へ向けた支援を強化すること。
- 2 廃棄物の持続可能な適正処理を確保するため、廃棄物エネルギー利用高度化を推進するとともに、地域特性に応じたプラスチック資源等の収集・リサイクルの推進に資する取組みへの支援を拡充すること。
- 3 製品の長期使用やリユース製品の積極的な活用など、環境負荷軽減に向けた消費者の意識改革・行動変容を促すとともに、リユース市場の拡大に向けた取組みを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月26日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、環境大臣、経済産業大臣 あて